

令和4年度 特定健康診査・特定保健指導の実施状況

実施状況で保険料率が変わります!

当組合では40歳以上75歳未満の組合員と被扶養者の方へ特定健康診査を実施し、その結果、生活習慣病の発症や重症化のリスクが高い方に特定保健指導を実施することにより、生活習慣の改善に必要な助言や支援を行っています。

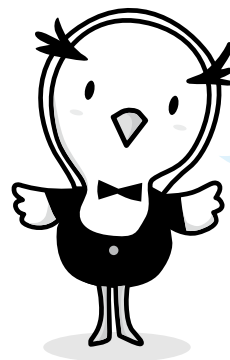
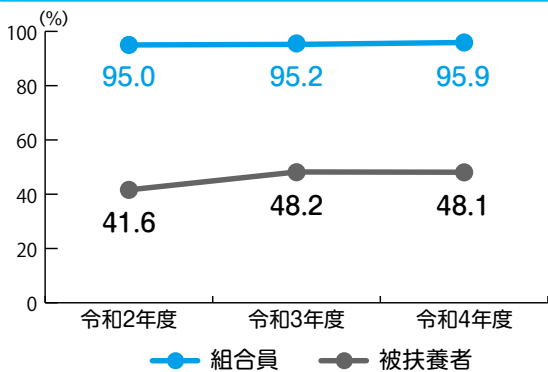
令和4年度については、特定健康診査受診率が85.5%（前年度:84.7%）、特定保健指導実施率が45.0%（前年度:36.9%）となりました。

特定健康診査について、被扶養者の受診率はパート先での受診が確認できない（下部参照）こともあり、前年度とほとんど変わらない状況ですが、全体の受診率は伸びています。また、特定保健指導については、組合員・被扶養者の皆さんに利用していただき、実施率が上昇しています。

特定保健指導は費用負担なく保健師や栄養士などの専門家によるアドバイスを受けることができる機会です。

特定健康診査や特定保健指導をはじめとした保健事業の実施状況が医療費さらには保険料率に影響を及ぼしますので、月々の給与等から控除される掛金を抑えるためにも、ご家族で特定健康診査・特定保健指導の受診状況を確認して、対象となった場合は必ず実施しましょう。

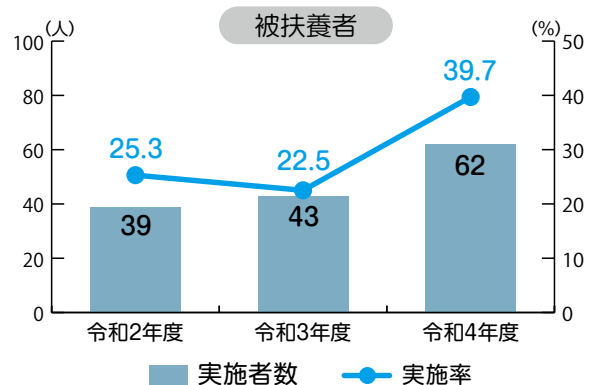
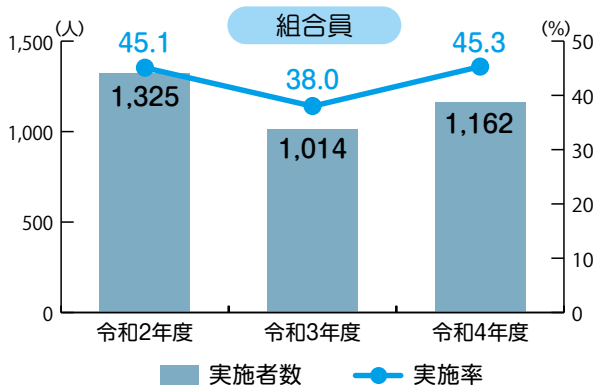
● 特定健康診査実施状況（国の目標値90%）



特定保健指導を実施した場合は
MY HEALTH WEBの
ポイントがもらえます!

※詳細は18ページをご覧ください。

● 特定保健指導実施状況（国の目標値45%）



被扶養者の方へ パート先で受診した健診結果提出のお願い

パートでお勤めされている40歳から75歳未満の被扶養者の方の特定健康診査の受診を確認するために、パート先で受けた健康診断の健診結果票（写）の提出をお願いしています。提出いただくことで特定健康診査の受診率向上に繋がりますので、ご協力をお願いします。



家族の健診結果で
QUOカード
(1,000円分)
プレゼント!

お問い合わせ先

医療健康課（健康増進係） TEL 029-301-1413